

電波法施行規則等の一部を改正する省令案の新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） <u>設備規則第四十九条の二十三の二に規定する技術基準</u></p> <p>（6）～（15） （略）</p> <p>六～十 （略）</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）～（14） （略）</p> <p>六～十 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の十九（略）</p> <p>第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三・第四十九条の二十三の二）</p> <p>（略）</p> <p>（人体頭部における比吸収率の許容値）</p> <p>第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、一、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うものをいう。以下同じ。）の陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、<u>第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>2～27（略）</p> <p>28 <u>インマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGMN型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットGSPS型の受信装置に</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の十九（略）</p> <p>第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三）</p> <p>（略）</p> <p>（人体頭部における比吸収率の許容値）</p> <p>第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、一、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うものをいう。以下同じ。）の陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>2～27（略）</p> <p>28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p>

29

ついては、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局の受信装置について

は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

(携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)

第四十九条の二十三 (略)

第四十九条の二十三の二 対地静止衛星に開設する人工衛星局(インマルサット人工衛星局を除く。)の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六二六・五MHzから一、六六〇・五MHzまでの周波数の電波を送信し、一、五二五MHzから一、五五九MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ロ 携帯移動地球局が通話のために使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、四相位相変調、一六値振幅位相変調又は三二値振幅位相変調であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。

毎秒四六、八〇〇ビット、毎秒一八七、二〇〇ビット、毎秒二三四、〇〇〇ビット、毎秒四六八、〇〇〇ビット又は毎秒五八五、〇〇〇ビット

三 受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二四デシベル以上であること。

四 送信又は受信する電波の偏波は、左旋円偏波であること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜四 (略)

2〜6 (略)

7 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

(携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)

第四十九条の二十三 (略)

第四十九条の二十三の二 対地静止衛星に開設する人工衛星局(インマルサット人工衛星局を除く。)の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六二六・五MHzから一、六六〇・五MHzまでの周波数の電波を送信し、一、五二五MHzから一、五五九MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ロ 携帯移動地球局が通話のために使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、四相位相変調、一六値振幅位相変調又は三二値振幅位相変調であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。

毎秒四六、八〇〇ビット、毎秒一八七、二〇〇ビット、毎秒二三四、〇〇〇ビット、毎秒四六八、〇〇〇ビット又は毎秒五八五、〇〇〇ビット

三 受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二四デシベル以上であること。

四 送信又は受信する電波の偏波は、左旋円偏波であること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜四 (略)

2〜6 (略)

7 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。

毎秒三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット又は毎秒六〇四、八〇〇ビット

ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

二 受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（二）二〇デシベル以上であること。

三 空中線の条件（主として航空機に搭載される無線設備を除く。）

イ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しない空中線である場合にあつては、主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる絶対利得の許容値に空中線の最大利得を加えた値以下であること。

表（略）

ロ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として船舶に設置される無線設備の空中線である場合にあつては、主輻射の方向からの離隔に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

表（略）

ハ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される無線設備の空中線である場合にあつては、絶対利得は、空中線の接地面に対し水平な面からの仰角が〇度以上六〇度以下かつ空中線の接地面に対し水平な面における主輻射の方向からの離角が当該仰角に〇・三三を乗じて得た値に三〇度を加えた値以上一八〇度以下において、四デシベル以下であること。

ニ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

8 （略）

（略）

別表第一号（第5条関係）
周波数の許容偏差の表

イ 変調方式は、位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。

毎秒三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、毎秒一八七、二〇〇ビット、毎秒一三四、〇〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット又は毎秒六〇四、八〇〇ビット

ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

二 受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（二）一八・五デシベル以上であること。

三 空中線の条件

イ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しない空中線である場合にあつては、主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる絶対利得の許容値に空中線の最大利得を加えた値以下であること。

表（略）

ロ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として船舶に設置される無線設備の空中線である場合にあつては、主輻射の方向からの離隔に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

表（略）

ハ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される無線設備の空中線である場合にあつては、絶対利得は、空中線の接地面に対し水平な面からの仰角が〇度以上六〇度以下かつ空中線の接地面に対し水平な面における主輻射の方向からの離角が当該仰角に〇・三三を乗じて得た値に三〇度を加えた値以上一八〇度以下において、四デシベル以下であること。

ニ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

8 （略）

（略）

別表第一号（第5条関係）
周波数の許容偏差の表

表 (略)

注 1～31 (略)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) インマルサットBGAN型の無線設備 150Hz

(6) (略)

33～52 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1～第 4 (略)

第 5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～6 (略)

7 インマルサットBGAN型の無線設備

(1) 変調信号の送信速度が每秒 33,600 ビットのものであつて、位相変調のもの 21kHz

(2) 変調信号の送信速度が每秒 67,200 ビットのものであつて、位相変調のもの 42kHz

(3) 変調信号の送信速度が每秒 134,400 ビットのものであつて、次に掲げる変調方式のもの

ア 一六値直交振幅変調 42kHz

イ 位相変調 84kHz

(4) 変調信号の送信速度が每秒 268,800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 84kHz

(5) 変調信号の送信速度が每秒 302,400 ビットのものであつて、位相変調のもの 189kHz

(6) 変調信号の送信速度が每秒 604,800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 189kHz

8 (略)

第 6～63 (略)

第 64 第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

表 (略)

注 1～31 (略)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) インマルサットBGAN型の無線設備 1,660Hz

(6) (略)

33～52 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1～第 4 (略)

第 5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～6 (略)

7 インマルサットBGAN型の無線設備

(1) 変調信号の送信速度が每秒 33,600 ビットのもの 21kHz

(2) 変調信号の送信速度が每秒 67,200 ビットのもの 42kHz

(3) 変調信号の送信速度が每秒 134,400 ビットのもの

ア 一六値直交振幅変調のもの 42kHz

イ 位相変調のもの 84kHz

(4) 変調信号の送信速度が每秒 187,200 ビットのもの 125kHz

(5) 変調信号の送信速度が每秒 234,000 ビットのもの 157kHz

(6) 変調信号の送信速度が每秒 268,800 ビットのもの 84kHz

(7) 変調信号の送信速度が每秒 302,400 ビットのもの又は每秒 604,800 ビットのもの 189kHz

8 (略)

第 6～63 (略)

る。

(1) チャンネル間隔が 31.25 kHz のもの 31.25 kHz

(2) チャンネル間隔が 62.5 kHz のもの 62.5 kHz

(3) チャンネル間隔が 125 kHz のもの 125 kHz

(4) チャンネル間隔が 156.25 kHz のもの 156.25 kHz

別表第三号（第7条関係）

1～35 （略）

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(5) （略）

(6) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGAN型の送信設備

ア 主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

変調時におけるスプリアス発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より 60 dB 低い値とする。

イ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 dBW 以下の無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 kHz 幅の等価等方輻射電力が（－）38 dBW 以下である値とする。

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>230MHz 以下</u>	<u>任意の 120 kHz 幅における尖頭電力が（－）84.8 dBW 以下</u>
<u>230MHz を超え 1,000MHz 以下</u>	<u>任意の 120 kHz 幅における尖頭電力が（－）77.8 dBW 以下</u>
<u>1,000MHz を超え 1,559MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が（－）61 dBW 以下</u>
<u>1,559MHz z を超え 1,605MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が（－）70 dBW 以下</u>
<u>1,605MHz z を超え 1,612.5MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u>
	<u>$-70 + 23/15 (f - 1605) \text{ dBW}$</u>

別表第三号（第7条関係）

1～35 （略）

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(5) （略）

(6) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGAN型の送信設備

変調時におけるスプリアス発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より 60 dB 低い値とする。

<u>1,612.5MHz を超え 1,616.5 MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-55+5/4 (f-1612.5) \text{ dBW}$</u>
<u>1,616.5MHz を超え 1,621.5 MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-50+4/5 (f-1616.5) \text{ dBW}$</u>
<u>1,621.5MHz を超え 1,624.5MHz 以下</u>	<u>任意の 30 kHz 幅における平均電力が (-) 60 dBW 以下</u>
<u>1,624.5MHz を超え 1,625MHz Hz 以下</u>	<u>任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-60+5 (f-1624.5) \text{ dBW}$</u>
<u>1,625MHz を超え 1,625.125 MHz 以下</u>	<u>任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-57.5+12/5 (f-1625) \text{ dBW}$</u>
<u>1,625.125MHz を超え 1,625.8MHz 以下</u>	<u>任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-57.2+32/3 (f-1625.125) \text{ dBW}$</u>
<u>1,625.8MHz を超え 1,626MHz Hz 以下</u>	<u>任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-50+15 (f-1625.8) \text{ dBW}$</u>
<u>1,626MHz を超え 1,626.2MHz Hz 以下</u>	<u>任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-47+35 (f-1626) \text{ dBW}$</u>
<u>1,626.2MHz を超え 1,626.5 MHz 以下</u>	<u>任意の 30 kHz 幅における平均電力が (-) 40 dBW 以下</u>
<u>1,626.5MHz を超え 1,662.5 MHz 以下</u>	<u>任意の 3 kHz 幅における平均電力がそれぞれ次の値以下</u> <u>(1) Δf が 0 kHz を超え 25 kHz</u>

	<u>z 以下の場合は、次の式により 求められる値以下</u> <u>$-3/5 \Delta f$ d B W</u> (2) <u>Δf が 25 k H z を超え 125 k H z 以下の場合は、次の式によ り求められる値以下</u> <u>$-15-7/20 (\Delta f -25)$ d B W</u> (3) <u>Δf が 125 k H z を超え 425 k H z 以下の場合は、(－) 50 d B W以下</u> (4) <u>Δf が 425 k H z を超え 1,500 k H z 以下の場合は、次の 式により求められる値以下</u> <u>$-50-3/215 (\Delta f -425)$ d B W</u> (5) <u>Δf が 1,500 k H z を超え 36,000 k H z 以下の場合は、 (－) 65 d B W以下</u>
<u>1,662. 5MH z を超え 1,665. 5MH z 以下</u>	<u>任意の 30 k H z 幅における平均電 力が (－) 60 d B W以下</u>
<u>1,665. 5MH z を超え 1,670. 5MH z 以下</u>	<u>任意の 100 k H z 幅における平均電 力が (－) 60 d B W以下</u>
<u>1,670. 5MH z を超え 1,680. 5MH z 以下</u>	<u>任意の 300 k H z 幅における平均電 力が (－) 60 d B W以下</u>
<u>1,680. 5MH z を超え 1,690. 5MH z 以下</u>	<u>任意の 1 MH z 幅における平均電 力が (－) 60 d B W以下</u>
<u>1,690. 5MH z を超え12.75 GH z 以下</u>	<u>任意の 3 MH z 幅における平均電力 が (－) 60 d B W以下</u>

注1 f は、MH z を単位とする周波数とする。

注2 Δf は、k H z を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応
じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

- (1) 占有周波数帯幅の許容値が 21 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 11.25 k H z
- (2) 占有周波数帯幅の許容値が 42 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 22.5 k H z
- (3) 占有周波数帯幅の許容値が 84 k H z の場合

搬送波の中心周波数±45 kHz

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 189 kHz の場合

搬送波の中心周波数±100 kHz

ウ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 dBW を超える無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 kHz 幅の等価等方輻射電力が (−) 38 dBW 以下である値とする。

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>230MHz 以下</u>	<u>任意の 120 kHz 幅における尖頭電力が (−) 84.8 dBW 以下</u>
<u>230MHz を超え 1,000MHz 以下</u>	<u>任意の 120 kHz 幅における尖頭電力が (−) 77.8 dBW 以下</u>
<u>1,000MHz を超え 1,559MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (−) 61 dBW 以下</u>
<u>1,559MHz を超え 1,605MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (−) 70 dBW 以下</u>
<u>1,605MHz を超え 1,610MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-70 + 24/5 (f - 1605)$ dBW</u>
<u>1,610MHz を超え 1,621.5MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (−) 46 dBW 以下</u>
<u>1,621.5MHz を超え 1,624.5MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-46 + 2 (f - 1621.5)$ dBW</u>
<u>1,624.5MHz を超え 1,625MHz 以下</u>	<u>任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-60 + 5 (f - 1624.5)$ dBW</u>
<u>1,625MHz を超え 1,625.125MHz 以下</u>	<u>任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-57.5 + 12/5 (f - 1625)$ dBW</u>

<u>1, 625. 125MH z を超え 1, 625 . 8MH z 以下</u>	<u>任意の 30 k H z 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-57.2 + 32 / 3 (f - 1625. 125) d$</u> <u>B W</u>
<u>1, 625. 8MH z を超え 1, 626M H z 以下</u>	<u>任意の 30 k H z 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-50 + 15 (f - 1625. 8) d$</u> <u>B W</u>
<u>1, 626MH z を超え 1, 626. 2M H z 以下</u>	<u>任意の 30 k H z 幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-47 + 35 (f - 1626) d$</u> <u>B W</u>
<u>1, 626. 2MH z を超え 1, 626. 5 MH z 以下</u>	<u>任意の 30 k H z 幅における平均電力が (-) 40 d B W 以下</u>
<u>1, 626. 5MH z を超え 1, 662. 5 MH z 以下</u>	<u>任意の 3 k H z 幅における平均電力がそれぞれ次の値以下</u> <u>(1) Δf が 0 k H z を超え 25 k H z 以下の場合は、次の式により求められる値以下</u> <u>$5 - 4 / 5 \Delta f d$</u> <u>B W</u> <u>(2) Δf が 25 k H z を超え 125 k H z 以下の場合は、次の式により求められる値以下</u> <u>$-15 - ((35 - \Delta W) / 100) (\Delta f - 25) d$</u> <u>B W</u> <u>(3) Δf が 125 k H z を超え 425 k H z 以下の場合は、次の式により求められる値以下</u> <u>$-50 + \Delta W d$</u> <u>B W</u> <u>(4) Δf が 425 k H z を超え 1, 500 k H z 以下の場合は、次の式により求められる値以下</u> <u>$-50 + \Delta W - ((10 + \Delta W) / 1075) (\Delta f - 425) d$</u> <u>B W</u> <u>(5) Δf が 1, 500 k H z を超え</u>

	<u>36,000 kHz 以下の場合、</u> <u>(-) 60 dB以下</u>
<u>1,662.5MHz を超え 1,690 MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-) 36 dB以下</u>
<u>1,690MHz を超え 3,400MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-) 61 dB以下</u>
<u>3,400MHz を超え 10.7GHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-) 55 dB以下</u>
<u>10.7GHz を超え 12.75GHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-) 49 dB以下</u>

注1 f は、MHz を単位とする周波数とする。

注2 Δf は、kHz を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

- (1) 占有周波数帯幅の許容値が 21 kHz の場合
搬送波の中心周波数±11.25 kHz
- (2) 占有周波数帯幅の許容値が 42 kHz の場合
搬送波の中心周波数±22.5 kHz
- (3) 占有周波数帯幅の許容値が 84 kHz の場合
搬送波の中心周波数±45 kHz
- (4) 占有周波数帯幅の許容値が 189 kHz の場合
搬送波の中心周波数±100 kHz

注3 ΔW は、dB を単位とする最大等価等方輻射電力から 15 dB を減じた値とする。

(7) (略)

37～40 (略)

41 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備 (14、35、36、40 及び 55 の規定の適用があるものを除く。) であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び (2) に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

42～54 (略)

55 第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 最大等価等方輻射電力が 15 dB 以下の送信設備

ア 不要発射 (高調波発射を除く。) の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
-------------	--------------------

(7) (略)

37～40 (略)

41 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備 (14、35、36 及び 40 の規定の適用があるものを除く。) であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び (2) に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

42～54 (略)

<u>1,000MHz以下</u>	<u>任意の100kHz幅における尖頭電力が(-)66dB以下</u>
<u>1,000MHzを超え1,559MHz以下</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力が(-)61dB以下</u>
<u>1,559MHzを超え1,605MHz以下</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力が(-)70dB以下</u>
<u>1,605MHzを超え1,612.5MHz以下</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-70+23/15(f-1605)$ dB</u>
<u>1,612.5MHzを超え1,616.5MHz以下</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-55+5/4(f-1612.5)$ dB</u>
<u>1,616.5MHzを超え1,621.5MHz以下</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-50+4/5(f-1616.5)$ dB</u>
<u>1,621.5MHzを超え1,624.5MHz以下</u>	<u>任意の30kHz幅における平均電力が(-)60dB以下</u>
<u>1,624.5MHzを超え1,625MHz以下</u>	<u>任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-60+5(f-1624.5)$ dB</u>
<u>1,625MHzを超え1,625.125MHz以下</u>	<u>任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-57.5+12/5(f-1625)$ dB</u>
<u>1,625.125MHzを超え1,625.8MHz以下</u>	<u>任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-57.2+32/3(f-1625.125)$ dB</u>
<u>1,625.8MHzを超え1,626MHz以下</u>	<u>任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-50+15(f-1625.8)$ dB</u>
<u>1,626MHzを超え1,626.2MHz以下</u>	<u>任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下</u> <u>$-47+35(f-1626)$ dB</u>
<u>1,626.2MHzを超え1,626.5MHz以下</u>	<u>任意の30kHz幅における平均電力が(-)40dB以下</u>
<u>1,626.5MHzを超え1,6</u>	<u>任意の3kHz幅における平均電力が</u>

<u>62. 5MHz以下</u>	<u>それぞれ次の値以下</u> <u>(1) Δfが0kHzを超え25kHz</u> <u>以下の場合、次の式により求め</u> <u>られる値以下</u> $-3/5 \Delta f \text{ dB}$ <u>(2) Δfが25kHzを超え125kHz</u> <u>以下の場合、次の式により求め</u> <u>られる値以下</u> $-15-7/20 (\Delta f - 25) \text{ dB}$ <u>(3) Δfが125kHzを超え425kHz</u> <u>以下の場合、(-) 50 dB</u> <u>以下</u> <u>(4) Δfが425kHzを超え1,500k</u> <u>Hz以下の場合、次の式により</u> <u>求められる値以下</u> $-50-3/215 (\Delta f - 425) \text{ dB}$ <u>(5) Δfが1,500kHzを超え36,000</u> <u>kHz以下の場合、(-) 65 d</u> <u>BW以下</u>
<u>1, 662.5MHzを超え1,6</u> <u>65.5MHz以下</u>	<u>任意の30kHz幅における平均電力が</u> <u>(-) 60 dB以下</u>
<u>1, 665.5MHzを超え1,6</u> <u>70.5MHz以下</u>	<u>任意の100kHz幅における平均電力が</u> <u>(-) 60 dB以下</u>
<u>1, 670.5MHzを超え1,6</u> <u>80.5MHz以下</u>	<u>任意の300kHz幅における平均電力が</u> <u>(-) 60 dB以下</u>
<u>1, 680.5MHzを超え1,6</u> <u>90.5MHz以下</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力が</u> <u>(-) 60 dB以下</u>
<u>1, 690.5MHzを超え2,2</u> <u>50MHz以下</u>	<u>任意の3MHz幅における平均電力が</u> <u>(-) 60 dB以下</u>
<u>2, 250MHzを超え12.75</u> <u>GHz以下</u>	<u>任意の3MHz幅における尖頭電力が</u> <u>(-) 60 dB以下</u>

注1 fは、MHzを単位とする周波数とする。

注2 Δf は、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端
からの離調周波数とする。

イ 高調波発射の強度の許容値は、任意の3MHz幅の等価等方輻射
電力が(-) 38 dB以下である値とする。

(2) 最大等価等方輻射電力が 15 d B W を超える送信設備

ア 不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>230MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz 幅における尖頭電力が（-）85.6dBW 以下</u>
<u>230MHz を超え1,000MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz 幅における尖頭電力が（-）78.6dBW 以下</u>
<u>1,000MHz を超え1,559MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz 幅における平均電力が（-）71dBW 以下</u>
<u>1,559MHz を超え1,605MHz 以下</u>	<u>任意の1MHz 幅における平均電力が（-）70dBW 以下</u>
<u>1,605MHz を超え1,610MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-80 + 34/5 (f - 1605)$ dBW</u>
<u>1,610MHz を超え1,625.8MHz 以下</u>	<u>任意の100kHz 幅における平均電力が（-）46dBW 以下</u>
<u>1,625.8MHz を超え1,661.2MHz 以下</u>	<u>任意の3kHz 幅における平均電力がそれぞれ次の値以下</u> <u>(1) Δf が0kHz を超え10kHz 以下の場合は、5dBW 以下</u> <u>(2) Δf が10kHz を超え20kHz 以下の場合は、（-）10dBW 以下</u> <u>(3) Δf が20kHz を超え100kHz 以下の場合は、（-）15dBW 以下</u> <u>(4) Δf が100kHz を超え200kHz 以下の場合は、（-）25dBW 以下</u> <u>(5) Δf が200kHz を超え700kHz 以下の場合は、（-）35dBW 以下</u> <u>(6) Δf が700kHz を超える場合は、（-）45dBW 以下</u>
<u>1,661.2MHz を超え1,6</u>	<u>任意の100kHz 幅における平均電力</u>

<u>90MHz以下</u>	<u>が(一)46dBW以下</u>
<u>1,690MHzを超え3,400MHz以下</u>	<u>任意の100kHz幅における平均電力が(一)71dBW以下</u>
<u>3,400MHzを超え10.7GHz以下</u>	<u>任意の100kHz幅における平均電力が(一)65dBW以下</u>
<u>10.7GHzを超え21.2GHz以下</u>	<u>任意の100kHz幅における平均電力が(一)59dBW以下</u>
<u>21.2GHzを超え40GHz以下</u>	<u>任意の100kHz幅における平均電力が(一)53dBW以下</u>

注1 fは、MHzを単位とする周波数とする。

注2 Δfは、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ 高調波発射の強度の許容値は、任意の100kHz幅の等価等方輻射電力が(一)38dBW以下である値とする。

56 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から55までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

55 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から54までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

改 正 案		現 行	
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十八の二 (略)</p> <p><u>二十八の二の二 設備規則第四十九条の二十三の二においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備</u></p> <p>二十八の三 六十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(3) (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア (略)</p>		<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十八の二 (略)</p> <p>二十八の三 六十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(3) (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア (略)</p>	
装 一		装 一	
目 二 試験項		目 二 試験項	
三 測定器等		三 測定器等	
四 特定無線設備の種別		四 特定無線設備の種別	
(略)		(略)	
八 十 二 第 一 項 一 第 一 条 二 第		八 十 二 第 一 項 一 第 一 条 二 第	
八 十 二 第 一 項 一 第 一 条 二 第		八 十 二 第 一 項 一 第 一 条 二 第	
八 十 二 第 一 項 一 第 一 条 二 第		八 十 二 第 一 項 一 第 一 条 二 第	
(略)		(略)	

受	副次的に発	電界強度測定器又	(略)							偏位又は変 調度	調度計									
										ブレエンプ アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)								(略)
										搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)								(略)
										総合周波数 特性	低周波発振器 電力計	(略)								(略)
										総合歪及び 雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)								(略)
										送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間	オシロスコープ又 はスペクトル分析 器	(略)								(略)
										隣接チャネ ル漏えい電 力又は帯域 外漏えい電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)								(略)
										搬送波を送 信していな いときの電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)	○	○						(略)
										送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	○	注 ○						(略)

受	副次的に発	電界強度測定器又	(略)							偏位又は変 調度	調度計									
										ブレエンプ アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)								(略)
										搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)								(略)
										総合周波数 特性	低周波発振器 電力計	(略)								(略)
										総合歪及び 雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)								(略)
										送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間	オシロスコープ又 はスペクトル分析 器	(略)								(略)
										隣接チャネ ル漏えい電 力又は帯域 外漏えい電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)								(略)
										搬送波を送 信していな いときの電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)	○							(略)
										送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	○							(略)

信 装 置		する電波等 の限度	はスペクトル分析 器			8注		
感度		標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
通過帯域幅		標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					(略)
減衰量		標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					(略)
スプリア ス・レスポ ンス		標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
隣接チャネ ル選択度		低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシ ロスコープ	(略)					(略)
感度抑圧効 果		標準信号発生器 レベル計	(略)					(略)
相互変調特 性		標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
局部発振器 の周波数変 動		周波数計	(略)					(略)
ゲイエソフ アンス特性		低周波発振器 直線検波器	(略)					(略)

信 装 置		する電波等 の限度	はスペクトル分析 器					
感度		標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
通過帯域幅		標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					(略)
減衰量		標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					(略)
スプリア ス・レスポ ンス		標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
隣接チャネ ル選択度		低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシ ロスコープ	(略)					(略)
感度抑圧効 果		標準信号発生器 レベル計	(略)					(略)
相互変調特 性		標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
局部発振器 の周波数変 動		周波数計	(略)					(略)
ゲイエソフ アンス特性		低周波発振器 直線検波器	(略)					(略)

総合歪及び 雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			(略)
-------------	------------------	-----	--	--	-----

注1～7 (略)

8 実施する試験項目のうち、この試験によることが著しく困難な場合には、登録証明機関が当該試験に相当するものと認められる試験の結果を記載した試験成績書により、技術基準への適合を審査することができる。

9～14 (略)

15 設備規則第十四条の二第一項各号に規定するものを除く。

16～21 (略)

イ・ウ (略)

11・13 (略)

(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

表示(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
<u>第2条第1項第28号の2に掲げる無線設備</u>	<u>BY</u>
<u>第2条第1項第28号の2の2に掲げる無線設備</u>	<u>GS</u>
第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	VY
(略)	(略)

5 (略)

総合歪及び 雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			(略)
-------------	------------------	-----	--	--	-----

注1～7 (略)

8 実施する試験項目のうち、この試験によることが著しく困難な場合には、登録証明機関が当該試験に相当するものと認められる試験の結果を記載した試験成績書により、技術基準への適合を審査することができる。

9～14 (略)

15 設備規則第十四条の二第一項各号に規定するものを除く。

16～21 (略)

イ・ウ (略)

11・13 (略)

(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

表示(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
<u>第2条第1項第28号の2に掲げる無線設備</u>	<u>BY</u>
第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	VY
(略)	(略)

5 (略)